令和2年度第7回山口県文書館資料小展示

## 脱花押実印を使え

政府は、行政のデジタル化を進めるため、行政事務・手続きで不要な押印を廃止する方針を打ち出しました。ところが、「脱ハンコ」という表現が独り歩きして、印鑑を全く廃止するかのような誤解が広がりました。何でもかんでも廃止するということではないようです。

## ●脱 花押

今からおよそ 150 年前の日本では、幕府にかわった明治政府が近代国家形成に向けて、 次々と制度の改革を進めていきました。

明治6年(1873)7月、政府は次のような布告を発しています。

人民相互ノ諸証書面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用ヒ候者間々有之候処、当明治六年十月一 日以後ノ証書ニハ必ス実印ヲ用ユ可シ、若シ実印無之証書ハ裁判上証拠ニハ不相立候 条、此旨可相心得事

「太政官布告」239号

同年10月1日以降、さまざまな証書には必ず実印(印鑑)を捺すこととし、実印のない書類は裁判の証拠として採用しないとしました。それまで使っていた「花押」や「爪印」 (拇印)を捺した書類は認められなくなったのです。まさに「脱 花押」です。

## ●山口県では

(明治) 六年十一月

士族中諸願書類是迄之花押ヲ廃シ、自今実印可相用事右令布達者也

「山口県布達達書 原稿 明治6年前・後」明治期山口県布達類9

これは、明治六年(1873)十一月の山口県の布達で、士族が県へ提出する願書類には「花押」ではなく、「実印」を使用することを求めています。

この布達は、「士族中江諸布令諸仕出共控」(「郡役所文書」大島郡82)でも確認でき、朱 筆で「十一月廿九日ゟ及布達候事」とあるので、実際は11月29日以降に適用されたと 考えられます。

ところで、当初県は太政官布告の「諸証書」のなかに、願書類は含まれないと判断した ようです。

同年9月、県は次のような布達を出しています。

(明治) 六年九月

養子違変願書案左之通改定候条、此段相達候事

何条何某何男何某ヲ養子ニ仕置候処、違変仕度候間、被差免被

下候様奉願候、以上

年号月日

何条何某書判

「山口県布達達書 原稿 明治6年前・後」明治期山口県布達類9

士族が県へ養子願を提出したのち、「違変」する願書の雛形には、名前の下に「書判」(かきはん、花押のこと)とあり、花押を据えることを県は指示しています。つまり、こうした願書は、政府が太政官布告で求めた実印を捺す書類に入らないという判断だったと考えられます。

しかし、これについても十一月には実印を捺すよう変更されています。

★違変(いへん) … 約束、契約を破ること。心変わりすること。(「日本国語大辞典」小学館)

## ●花押と実印

当館が保存する明治期の士族の願書類を見ると、明治6年末から同7年初めが、「花押」 から「実印」への移行期と判断できます。士族のなかには、指示が出る前から実印を使用 していた例も見られますが、数のうえではやはり花押が圧倒していました。

県作成の願書の雛形に書判(花押)とあったことは、士族にとっては当然であり、誰も疑わない常識だったと考えられます。長い伝統のなかで、書状や願書等の文書には、署名に花押を据えるという感覚は、武士の精神のなかに深く刻み込まれていたと思われます。

これからは、「花押は廃止、実印を使うように!」と言われたとき、士族はどう思ったでしょうね。